



**「情報処理安全確保支援士公開システム機能追加対応  
(ポータル画面の開発)」に係る事前確認公募**

**公 募 要 領**

2019年10月7日

**独立行政法人情報処理推進機構**

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「情報処理安全確保支援士公開システム機能追加対応（ポータル画面の開発）」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

## 記

### 1. 契約の概要

#### (1) 名称

情報処理安全確保支援士公開システム機能追加対応（ポータル画面の開発）

#### (2) 契約期間

2019年10月28日（月）より2021年6月30日（水）

#### (3) 概要

IPAでは、情報処理の促進に関する法律に基づき、国家資格である情報処理安全確保支援士（以下「支援士」という。）制度の運営を行っている。当制度においては、支援士へ向けたサービスの一環として「支援士公開システム」により支援士のプロフィール登録及び一般公開等の機能を提供している。この度、更なるサービス内容拡大を目的として、当システムの機能拡張を行うこととする。

調達における具体的な要求事項については、別紙「仕様書」を参照のこと。

### 2. 応募要件

#### (1) 応募者は、法人格を有していること。

#### (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

#### (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

#### (4) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」、「B」、または「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

#### (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

#### (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

#### (7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

#### (8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

#### (9) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「仕様書」を参照のこと。

### 3. 手続き等

#### (1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先  
独立行政法人情報処理推進機構

IT人材育成センター 国家資格・試験部 登録・講習グループ

担当：増田、高山

電話番号：03-5978-7506

E-mail: hr-di-koubo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 15 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

※ 直接訪問の場合は、文京グリーンコートセンターオフィス 13 階の当機構総合受付を訪問すること。

## (2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2019年10月17日（木）17時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

### 【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式2）

## 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。
- (5) 契約条項については、（参考）契約書（案）を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。
- (6) 現行システムの設計書は契約締結後にIPAから開示する。なお、概要については「入札公告「情報処理安全確保支援士公開システム構築」に係る一般競争入札」<sup>1</sup>の入札説明書にて公開している。

<sup>1</sup> 入札公告「情報処理安全確保支援士公開システム構築」に係る一般競争入札：  
<https://www.ipa.go.jp/about/kobo/tender-20170825.html>

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

##### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 富田 達夫 殿

提出者 氏名  
住所  
団体名  
代表者役職氏名 印  
担当者所属役職氏名  
連絡先 メールアドレス  
TEL  
FAX

「情報処理安全確保支援士公開システム機能追加対応（ポータル画面の開発）」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)  
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

#### 2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること  
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

## 会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 前記○印を記す	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	項目			
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
定期預金残高	百万円	百万円	百万円	
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	



## 仕様書

### 1 件名

情報処理安全確保支援士公開システム機能追加対応（ポータル画面の開発）

### 2 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、情報処理の促進に関する法律<sup>2</sup>に基づき、国家資格である情報処理安全確保支援士（以下「支援士」という。）制度の運営を行っている。

支援士へ向けたサービスの一環として、2018年7月2日に稼働した情報処理安全確保支援士公開システム（以下「公開システム」という。）により、マイページから自身のプロフィールを登録し一般公開する機能を提供している。

この度、更なるサービス向上のため、公開システムの機能を拡張し、マイページの中に支援士へ向けた情報配信やセミナー等のイベント開催案内等を掲載するポータル画面を新設することとする。

支援士にとって有益な情報を定期的に提供することで、資格の価値向上に貢献することを目的とする。

### 3 事業概要

#### 3.1 制度の概要

支援士制度の概要については、IPAのホームページ<sup>3</sup>に記載している。

#### 3.2 用語の定義

表1 用語の定義

項番	用語	定義
1.	支援士	情報処理安全確保支援士の略称。「登録セキスペ」とも略される。情報処理安全確保支援士試験を合格しただけでは支援士と名乗ることができず、毎年4月と10月に実施される資格登録の手続きが必要である。
2.	公開システム	情報処理安全確保支援士公開システムの略称。支援士の登録情報を一般公開するためのシステム。支援士が自身のアカウントでログインし、公開情報を編集することが可能。
3.	検索サービス	公開システムにより一般公開された支援士の情報を閲覧するWebサイト。(https://riss.ipa.go.jp/)
4.	支援士システム 支援士DB	支援士の登録情報を管理するシステム、及びデータベース。

<sup>2</sup> 情報処理の促進に関する法律：[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000090&openerCode=1](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000090&openerCode=1)

<sup>3</sup> IPA ホームページ：<https://www.ipa.go.jp/siensi/index.html>

#### 4 前提条件

本書で要求する機能は、全て公開システム上で実現することとする。

公開システムの設計書は、契約締結後に IPA から開示する。なお、概要については、「入札公告「情報処理安全確保支援士公開システム構築」に係る一般競争入札」<sup>4</sup>の入札説明書にて公開している。

#### 5 システム全体概要

公開システムの概要と機能拡張範囲を図1に示す。

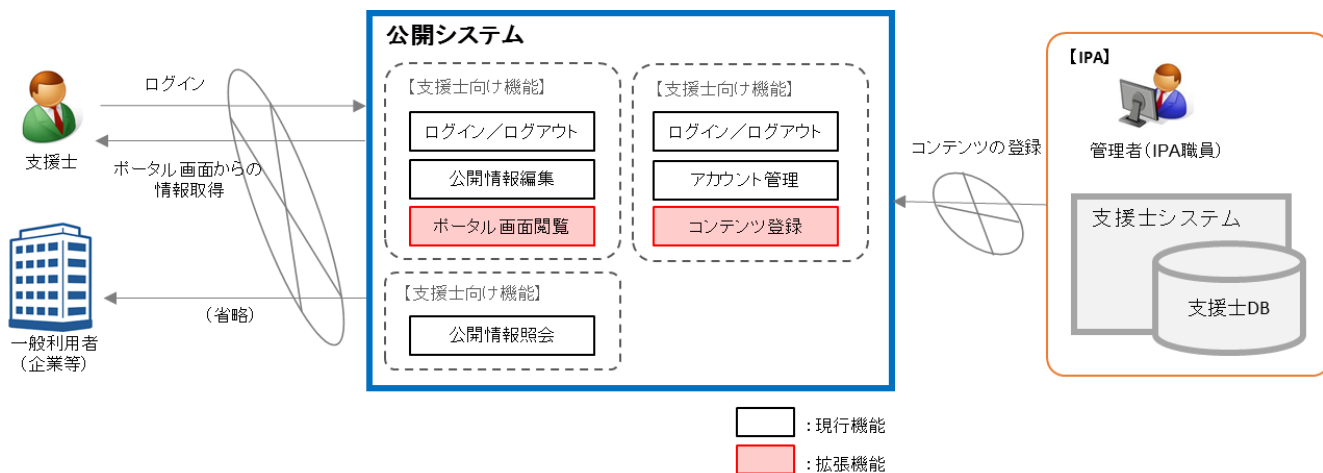


図 1 全体概要図

#### 6 拡張機能要件

##### 6.1 機能一覧

拡張機能について、以下に示す。

なお、当該開発により現行機能が影響を受ける場合は、表2の記載有無に関わらず改修対応を行う。

表 2 機能一覧

No.	拡張機能名称	利用者	概要
1.	ポータル画面参照	支援士	公開システムへログイン後に、ポータル画面を閲覧する。
2.	コンテンツ登録	管理者 (IPA 職員)	ポータル画面に掲載するコンテンツ（新着情報、イベント開催情報、関連サイトへのリンク集等）を登録する。

##### 6.2 画面一覧

###### (1) 画面一覧

新規で設ける画面について、以下に示す。

表 3 画面一覧

No.	拡張画面名	概要
1.	ポータル画面（閲覧用）	支援士が参照するポータル画面。

<sup>4</sup> 入札公告「情報処理安全確保支援士公開システム構築」に係る一般競争入札：  
<https://www.ipa.go.jp/about/kobo/tender-20170825.html>



表 4 アプリケーションログ一覧

No.	ログ種別	概要（タイミング等）	保存期間
1.	ログイン／ログアウト	タイミング：ログイン、ログアウト	6 ヶ月以上
2.	操作ログ	タイミング：オペレーション実施時	

## 6.6 データ移行

該当なし。

## 7 システム稼働環境の要件

### 7.1 ハードウェア構成

#### (1) 本番環境

現行システムの資産を利用する。

#### (2) 開発環境

本番環境と同等の環境を請負者にて用意する。なお、受入れテストを実施するため、IPA からのアクセスを可能とすること。

※開発環境について

- 開発、テストに係る作業場所及び必要な機器等は、請負者が用意すること。
- 開発、テストに使用する機器等について、十分なセキュリティ対策が施されていること。
- 開発環境は納入物件には含まない。

#### (3) クライアント環境

PC およびスマートフォン上で動作する複数の一般的なブラウザ（Microsoft Internet Explorer、Google Chrome 等）において動作し、ブラウザ以外のクライアント用ソフトウェアの導入は不要であること。

### 7.2 ソフトウェア構成

現行システムの資産を利用する。

現行システムで利用している以外のソフトウェアを導入する場合は、業務量が同程度の民間企業または行政機関等に導入され、十分な稼働実績を有するものを選定すること。

## 8 非機能要件

### 8.1 性能・拡張性要件

#### (1) 前提条件

性能目標を設定するにあたり前提となる事項を以下に示す。

表 5 前提条件

No.	情報名	要件
1	ユーザ数（支援士）	20,000 人程度（2019 年 4 月 1 日時点） ※年間で 10%程度ずつ増加する見込み。
2	同時アクセス数（支援士）	100 件程度 ※参考値であり同時処理を前提とするものではない。

## (2) 性能目標値

性能目標は、以下に示すとおり。

表 6 性能要件

No.	情報名	要件
1	画面応答待ち時間	原則 3 秒以内 ※一般的なブロードバンドネットワークを利用した場合に、 ストレスを感じない程度とする。

## (3) 拡張性

利用者の増加に備え、柔軟にリソースを拡張できるよう配慮されていること。

## 8.2 可用性・信頼性要件

- ① 計画的なメンテナンスを除いて、原則 24 時間 365 日の稼働を前提とする。  
平日休日に関わらず、サービス停止は原則 3~4 時間程度にとどめる。月間稼働率は、99.6%以上とする。  
※現行システムの基準に準ずる。
- ② IPA が想定するユーザ数、データ量を超えた場合でもシステムが停止せず動作すること。

## 8.3 セキュリティ要件

セキュリティについて十分に考慮し対策を講じたシステムであること。

システムのセキュアな環境の監視、維持、及び利用者が安心してシステムを利用できる環境を実現すること。

### 8.3.1 セキュリティ対策方針

- ① IPA が提示するセキュリティポリシーを遵守する。情報に対する不正アクセス、情報漏えい及び改ざんを防止するため、機密性、完全性及び可用性の観点で対策を行うこと。
- ② 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）」を参考にすること。  
<https://www.nisc.go.jp/active/general/ki jun30.html>
- ③ セキュリティ要件を定義するにあたり内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が公開している「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定 マニュアル(SBD マニュアル)」を参考にすること。  
[https://www.nisc.go.jp/active/general/sbd\\_sakutei.html](https://www.nisc.go.jp/active/general/sbd_sakutei.html)
- ④ 開発作業及びシステムに影響を及ぼす可能性がある作業、物品、及びシステムに対し、事前に予測できる範囲内で適切なセキュリティ対策を行うこと。
- ⑤ 本システムを構成するソフトウェア等では十分なセキュリティ対策を講じることが困難な場合は、多層防御によりシステム全体のセキュリティを担保すること。
- ⑥ 現在の技術で実現可能な対策を具体的な方法で行うこと。
- ⑦ ウェブアプリケーションの実装においては、IPA が公表している「安全なウェブサイトの作り方」の最新版に従うこと。  
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>
- ⑧ TLS(SSL) 通信を行うシステムの構築、運用、保守においては、「SSL/TLS 暗号設定ガイドライン」に従うこと。  
[https://www.ipa.go.jp/security/vuln/ssl\\_crypt\\_config.html](https://www.ipa.go.jp/security/vuln/ssl_crypt_config.html)
- ⑨ 暗号化機能、電子署名機能を使用するシステムの構築、運用、保守に際しては、「電子政府推奨暗号

リスト」に基づくアルゴリズム及びプロトコルを採用すること。

<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

- ⑩ IPA が公表している「Web Application Firewall 読本」の最新版を参考にすること。  
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/waf.html>
- ⑪ IPA が公表している「『高度標的型攻撃』対策に向けたシステム設計ガイド」の最新版を参考にすること。  
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/newattack.html>
- ⑫ パスワードを発行する際は、下記 URL を参考にし安全な発行方法を構築すること。  
<https://www.ipa.go.jp/security/awareness/vendor/programmingv2/contents/101.html>
- ⑬ ウェブサイトのドメインには、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。
- ⑭ IPA が公表している「非機能要求グレード」の最新版を参考にすること。  
<https://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/std/ent03-b.html>

### 8.3.2 セキュリティ要件

開発及び運用、保守におけるセキュリティ要件を以下に示す。サーバー攻撃等による様々なリスクに対抗できるセキュリティ対策を施すこと。ただし、現行システムの仕様に影響を与える対応は原則行わない。また、請負者が準備する開発環境においても同等の対策を講じること。

#### (1) アクセス制御及び証跡

- ① ネットワーク機器を導入した場合は、個別機器または外部認証装置等を用いたアクセス制御機能を実装し、システム管理者等職責に応じた権限の付与及び制御ができること。
- ② ソフトウェアのアカウントにアクセス制御機能を実装し、ユーザ毎に権限を付与及び制御すること。
- ③ 各機器及び OS に対するアクセス証跡（特に、特権ユーザ）を取得すること。
- ④ 取得した証跡を最低でも 5 年間保管し、必要に応じて参照可能であること。
- ⑤ 各機器の時刻を基準となる機器と同期させ、アクセス証跡日時を統一すること。
- ⑥ 管理者用 ID 等の特権ユーザがアクセス可能な IP アドレスを限定する等、特権ユーザの悪用に対する対策を行うこと。
- ⑦ 請負者の作業用 ID に関しても⑥と同様に悪用に対する対策を行うとともに、所有する ID のリストとログイン履歴を定期的に IPA に報告すること。
- ⑧ 請負者が運用、保守のために利用する作業用 PC は限定し、通常業務に使用する PC とは区別すること。

#### (2) 脆弱性対策

- ① 調達するソフトウェア等について、メーカーから脆弱性に関する情報が公開されたとき、その脆弱性がもたらすリスクを分析の上、IPA に報告すること。
- ② 脆弱性がもたらすリスクを分析した結果、対策が必要と判断されるときは、対策方法や暫定的な回避策及び対策方法等を IPA に報告し、暫定回避策がシステムに与える影響や対策の実施計画及び対策テストの必要性、対策テストの方法及び実施予定について協議の上、脆弱性対策プランを策定し迅速に対応可能な体制を構築すること。
- ③ 利用しないプロセスやサービスは全て停止すること。

#### (3) ウイルス対策

- ① ウイルス対策ソフトウェアの導入を必須とし、ウイルスの検知及び除去を行うこと。

- ② 定期的にウイルスパターンファイル等の更新を自動的に行うこと。
  - ③ 定期的にウイルスチェックを行うこと。
  - ④ 各導入製品の発売元または提供元より、システムに影響を及ぼすウイルスまたはワーム等の情報が公開されたときは、迅速にその概要を報告すること。
- (4) 修正プログラムの適用
- ① 各ソフトウェアについて、原則として開発時にサポート対象となる最新バージョンとし、各種不具合修正用プログラムやパッチを適用すること。
  - ② 発売元または提供元より入手した修正プログラム等のリリース情報に基づき、適用すべき修正プログラム等を選別し、IPA と協議の上でこれを適用すること。
- (5) ファイアウォール
- ① 原則として、外部からのアクセスはHTTPS のみ通過させ、外部へのアクセスは必要最小限のプロトコルを通過させるようにすること。
  - ② 適切なポリシー設定を行い、すべての通過パケットをチェックすること。
  - ③ 通信記録をログとして採取し、アクセス状況を解析可能とすること。
- (6) データ改竄対策
- ① ネットワークスキャンを実施し、不要ポートの閉塞確認を行うこと。
  - ② データのアクセス権設定を適切に行うこと。
  - ③ アプリケーションプログラムへの書き込み権限を削除すること。
- (7) Web コンテンツ等の脆弱性予防対策
- ① 潜在的な脆弱性に対し、Web アプリケーションファイアウォール等を用いて予防対策を行うこと。
- (8) なりすまし等の対策
- ① マイページのトップ画面に最終ログイン日時を表示する等、ユーザのなりすましによる被害を軽減する対策を施すこと。
  - ② クリックジャッキングの対策として、HTTP レスポンスヘッダに X-FRAME-OPTIONS を設定すること。
- (9) システムの監視
- ① IDS 等を利用して不正なアクセスに対する監視・分析を行い、セキュリティインシデントの可能性がある場合は IPA と協議の上で通信を遮断する等の対応を行うこと。(ただし、請負者にて緊急性が高いと判断した事象においては、即時対応すること。) また、監視状況については定期的に IPA に報告すること。
  - ② データセンタへ入館が可能な要員を必要最低限とする、監視カメラで出入りを記録する等、物理的な防御を行うこと。
- (10) データの保護
- ① 業務で扱うデータ（アカウント情報、掲載用リソース、アプリケーションログ等）は非公開領域に格納する等し、その内容を秘匿すること。
  - ② 他のシステムと資源を共有する場合、物理的に分かれたプライベートネットワーク環境を利用する等の設計をし、他のシステムの影響を受けない領域でデータを管理すること。
  - ③ 削除したデータはシステム上においても完全に消去し、参照可能な状態としないこと。

(11) 通信の暗号化

- ① クライアントとサーバ間の通信は暗号化すること。その際、暗号通信に利用するサーバ証明書は請負者が取得すること。

(12) アプリケーション・コンテンツの開発

- ① 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。
- ② 提供するアプリケーションが脆弱性を含まないこと。
- ③ 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- ④ 電子証明書を利用する等、提供するアプリケーション・コンテンツの改竄等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。
- ⑤ 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンの OS やソフトウェア等の利用を強制する等のセキュリティ水準を低下させる設定変更を OS やソフトウェアの利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

(13) パスワードに関する対策

システムへのログインにパスワードを利用する場合、以下の対策を施すこと。

- ① 初期パスワードをシステムで生成する場合は、推測が困難な文字列で発行する。
- ② パスワードの変更には、現行のパスワードの入力を求める。
- ③ 入力後の応答メッセージが認証情報の推測のヒントとならない工夫をする。
- ④ 入力フィールドでは、パスワードは伏字で表示させるようにする。
- ⑤ パスワードをサーバ内で保管する際は、平文ではなくソルト付きハッシュの形で保管する。
- ⑥ 一定時間内のログイン失敗回数が基準値を超えた場合には、アカウントをロックする。
- ⑦ 原則として、以下のパスワードフィルタの規則を設定する。
  - ・ 8文字以上で英字と数字と記号がそれぞれ1文字以上含まれるものを許可する。
  - ・ ユーザ ID が含まれるものは許可しない。
  - ・ 現在と同じパスワードは許可しない。
  - ・ 初期パスワード等を含むよくあるパスワードが登録されたパスワード辞書にあるものは許可しない。
- ⑧ パスワードリマインダの機能は設けない。

(14) その他情報セキュリティに関する事項

- ① 請負者は、その従業員、再請負先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理を徹底し、プロジェクト計画書に管理体制を記載すること。
- ② 請負者は、本事業に従事する者を限定すること。本事業の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前に IPA に報告すること。また、請負者は IPA から要請があった場合に、資本関係・役員の情報、本事業の実施場所、本事業の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を提供すること。
- ③ 請負者は、本事業に係るセキュリティインシデントが発生した場合、速やかに IPA に報告を行い、対処方法を協議のうえ実施すること。
- ④ 請負者は、IPA との秘密情報の受渡に関して、安全管理措置が講じられた方法を採用すること。なお、受渡、廃棄/抹消、及び確認方法等の秘密情報取扱に関する具体的な手順については、IPA と協議の上決定する。
- ⑤ 請負者は、IPA が実施する情報セキュリティ監査またはシステム監査を受け入れるとともに、指摘



事項への対応を行うこと。

- ⑥ 請負者は、情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、またはそうした状態になることが予見された場合は、必要となる改善策を提案し IPA と協議の上実施すること。
- ⑦ 請負者は、本事業を再請負する場合は、再請負することにより生ずる脅威に対してセキュリティが十分に確保されるよう、セキュリティ対策の実施を契約等により再請負先に担保させること。なお、再請負先におけるセキュリティの確保については、請負者の責任とする。
- ⑧ 請負者は、本事業におけるセキュリティ対策に関して、本書に記載された要件以外で必要と考えられる措置がある場合はそれを実施すること。

### 8.3.3 セキュリティ対策の改善

セキュリティ要件を満たすことができなくなった場合、またはそうした状態になることが予見された場合は、必要な改善策を提案し、IPA と協議の上で実施すること。

## 8.4 運用・保守要件

運用及び保守要件を以下に示す。

### (1) 障害対応と環境メンテナンス

システムの維持に必要なメンテナンス（ハードウェアの定期点検、ソフトウェアのアップデート、無影響確認、セキュリティ対策機器の設定見直し等）、及び障害への対応を行うこと。

なお、セキュリティインシデントやシステム障害等が発生した際に原因の特定や影響範囲の調査が確実に行えるよう、システムログについては取得する種類や保管期限等を適切に定めた上で運用すること。

### (2) バックアップ運用

毎日1回以上の定期バックアップを取得し、3世代以上保持すること。

### (3) セキュリティ対策状況の定期報告

最新のセキュリティ対策が適切に施されているか、また、外部からの不正アクセスを検知したか等のセキュリティ対策に関する監視状況を定期的に報告すること。

### (4) 問合せ窓口の設置

既存の利用者向け窓口（メール）にて受け付けた、システムの操作や障害等に関する問合せに対応すること。対応時間は、土日、祝日、年末年始を除く営業日の9:30から18:00を原則とする。

なお、業務に関する問合せについては、IPAにて対応する。必要に応じてエスカレーションし、指示を仰ぐこと。

### (5) 操作マニュアルのメンテナンス

管理者向けの操作マニュアルを作成すること。なお、当開発により既存の操作マニュアルの記載内容に変更が生じる場合は、改版を行うこと。

## 8.5 教育・研修要件

教育及び研修の実施は、本調達の対象範囲外とする。

## 8.6 アクセシビリティ要件

画面の表示言語は日本語を基準とすること。

## 9 要件定義要件

IPA の業務を実現させるために技術的な側面を十分に検討し、実現可能な方策を検討すること。また、IPA 担当職員とのヒアリングスケジュールを作成し、IPA に承認を得た上で円滑に作業を遂行すること。

要件定義作業の完了をマイルストーンとして設定し、成果物について IPA の承認を得てから基本設計工程に進むこと。

検討に際し、以下を実行すること。

- 本書で示す要件との間に不整合が生じる可能性がある場合、IPA に報告し協議の上で解決すること。
- 技術的な実現性を担保すること。
- 業務の効率化、業務への効果を考慮すること。
- 現行業務との連携、及びサイトデザインの統一について考慮すること。

## 10 設計要件

本書に記載されている要件を満たす機能設計、及び非機能設計とすること。

設計作業では、業務面及び技術面について実現性や実効性、リスク耐性等を十分に検討すること。なお、設計作業の完了をマイルストーンとして設定し、設計書について IPA の承認を得てから開発を進めること。

特に以下について配慮し、IPA の承認を得た上で設計書を完成させること。

- 上流工程との不整合が生じる可能性がある場合、IPA と協議の上で不整合を解消すること。
- 技術的な実現性が担保できること。
- 同時オペレーションによるデータのコンフリクトや誤ったデータの登録による不整合等、業務運用において起こり得る異常処理を考慮した設計であること。
- 業務における効率性、効果について配慮すること。
- 利用者に応じたアクセス(システムの操作、情報登録、参照、削除等)制御に配慮した設計を行うこと。
- 設計の観点でセキュリティ面の脆弱性を生まないように配慮すること。
- 現行機能との親和性、及び整合性について考慮すること。

## 11 テスト要件

機能要件及び非機能要件を担保するためのテストを行うこと。また、IPA の承認を受け円滑にテストを実施すること。

### 11.1 テスト範囲

① 下記のテストを実施する。

- 詳細設計に基づく単体テスト  
※拡張機能の開発により影響を受けた現行のプログラム等を含む。
- 基本設計に基づく結合テスト
- 要件定義に基づくシステムテスト
- 要件定義に基づく受入れテスト支援

② IPA が受入れテスト期間中に実施するセキュリティテストにおいて、発見された問題を解消すること。なお、セキュリティテストは IPA が第三者に依頼する形式で行う。その際に実施が想定される内容を以下に記載する。

- クロスサイトスクリプティング
- SQL インジェクション
- セッション管理

- 認証機能の安全性
- ファイル拡張子診断
- OS コマンドインジェクション診断
- ディレクトリトラバーサル診断
- 権限昇格診断
- パラメータ書き換え診断
- その他 Web アプリケーション固有の問題の診断

## 11.2 テスト計画の策定

テスト方針、品質指標、開始及び終了条件、テスト実施体制、テスト方法（利用するツール等を含む）、テストデータ、テスト環境、テスト運営方法等について記述したテスト計画書を作成し、IPA の承認を得ること。

## 11.3 テスト方法

### (1) システムテスト

- ① システムテストは、開発環境において行うものとする。
- ② システムテストは、システム環境の正常稼働、及び開発したアプリケーションが本書に基づいた要件を満たすことを担保するために実施する。
- ③ システムテストに伴って発生するアプリケーションの修正や設定変更等の作業を行うこと。また、テスト終了時にシステムテスト報告書を作成すること。
- ④ システムテスト工程で発見された不具合等については、システムテスト工程完了時までに対応を完了すること。

### (2) 受入れテスト

- ① 受入れテストは、開発環境において行うものとする。
- ② 受入れテストにおいて納入物件の全部または一部に不合格が生じた場合は、直ちに必要な修復を行うこと。
- ③ 受入テストは IPA が別途作成するテスト仕様書に基づいて行うが、IPA の作業支援を行うこと。
- ④ テスト実施結果を取りまとめる作業に協力すること。
- ⑤ テスト時に使用した一時ファイル等の不要な資産は、テスト終了後に請負者が削除すること。また、設定等を見直し、システムの稼働が可能な状態とすること。

## 11.4 テストデータ

- ① テストで使用するデータが存在するときは、テスト計画書に使用するデータの種類等を記載し、使用したテストデータをテスト結果とともに IPA に提示すること。
- ② テスト終了時には、テスト時に使用した不要なデータ、ユーザ ID 等が存在しない状態であること。
- ③ テスト終了時には、テスト時に使用した不要なプロセス及びサービス等は、運用開始までに完全に停止すること。

## 12 移行に関する要件

現行システムからのシステム移行作業は発生しない。

ただし、業務データの初期登録（掲載コンテンツの登録）については IPA で実施するため、請負者はその作業支援を行うこと。

## 13 保証要件

システムの保証要件を以下に示す。

- ① 納品時から契約期間終了日までの期間において納入物件が設計したとおりに動作することを保証すること。
- ② システムで使用するソフトウェアについて、メーカー等によるサポートが契約期間終了日までを含む期間保証されること。
- ③ 納入物件に関わる技術的な問題（導入時に使用していない機能や、バージョンアッププログラムを含む）で、設計書等により判別がつかない事象が発生した場合に、IPA 担当者が速やかに対応し事象を解決することができる技術情報を提供すること。
- ④ 納入物件に関するセキュリティパッチ及びアップデートの適応について、速やかに IPA に情報提供し、システムが正常動作することを保証すること。
- ⑤ JVN（Japan Vulnerability Notes）、JVN iPedia の活用等により、IPA に対し本システムのセキュリティリスクに関する情報提供を適宜かつ速やかに行うこと。
- ⑥ 設計書に基づいた保証基準を保証期間開始前に提示し、IPA の合意を得ること。
- ⑦ システム障害発生時や IPA の要求に対し、迅速な対応を行うこと。障害復旧目安は、IPA 営業時間内については3～4時間程度での対応とし、IPA 営業時間外の場合は次営業日の開始時から3～4時間程度で対応できること。ただし、大規模災害発生時はこの限りではない。また、業務継続上問題がない程度の障害である場合においても、IPA と協議の上、承認された対応策を適用すること。
- ⑧ 障害対応の結果、成果物の内容に変更が生じた場合は、都度再納入すること。
- ⑨ 下記項目については保証の範囲外とする。
  - ・ 利用者側の故意により問題が発生した場合。
  - ・ 納入後に請負者以外が行った機能追加等の改修及び改造部分に関する問題である場合。ただし、問題の切り分けについては請負者の範囲とする。
  - ・ 本番稼働後一年を越えて発生し、訂正するために相当の工数が必要な場合。
  - ・ 納入物件に含まれる、請負者または第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている物件のバージョンアップ等により保証対象範囲の変更が必要となった場合。
  - ・ 保証の対象外であることを、保証期間開始前に IPA と合意した項目の場合。

表 7 保証期間における役割分担

分類	項目	内容	IPA	請負者
管理	インシデント管理	異常または中断、劣化させる事象の発生から訂正までの管理 過去実績の調査・解決策の情報収集、対応策の決定	△	◎
	問題管理	インシデントが問題（障害）であった場合の具体的な訂正	△	◎
	変更管理	システムの変更	△	◎
	リリース管理	本番環境へのリリース	△	◎
	構成管理	システムへの変更に関する履歴等の管理	△	◎
製品保証	ハードウェア製品	故障部品の交換等	-	◎
	ソフトウェア製品	更新セキュリティ対応	-	◎
システム保証	監視	運用状況の監視、データ収集	-	◎
	点検	機器・部品などを定期的に点検	-	◎

	バージョンアップ	セキュリティパッチ等のテスト及びシステムへの組み込み	-	◎
	設定変更	ハード・ソフトの設定値変更	-	◎
	バージョン管理	補修、仕様変更などの管理	-	◎
教育	利用者教育 (外部)	支援士に向けた操作マニュアルのメンテナンス	○	◎
	利用者教育 (内部)	管理者向け教育実施 ※請負者は管理者に向けた操作マニュアルのメンテナンスを担当	◎	○
業務運用 と 利用者 支援	ユーザ管理	利用者 ID の追加、削除、更新等	◎	-
	マスターメンテ	掲載コンテンツ、及び利用者 ID 等の業務データ管理	◎	-
	統計報告	統計分析作業等 ※請負者はデータの提供を担当	◎	○
	問い合わせ対応	利用者からの質問に対応 ※請負者では回答できない業務に関する問合せについては、IPA にエスカレーションし指示を仰ぐ	○	◎
	ログ分析	ログの点検、分析等	△	◎
問題の 解決	障害対応	システム障害の復旧作業等	△	◎
	障害原因調査	システム障害の原因追求と問題点の切り分け	△	◎
	不具合補修	問題点の解消（プログラム改造、部品交換、バージョンアップ）	△	◎

△：承認又は確認 ◎：主担当 ○：一部担当 -：該当しない

## 14 プロジェクト管理要件

### 14.1 プロジェクト管理業務

- ① プロジェクト計画書（方針、作業アプローチ、条件、WBS、計画スケジュール、体制、品質及びリスク管理方法、課題管理方法等）を契約後 2 週間を目途に作成し、作業開始前に IPA の承認を得ること。
- ② プロジェクト計画書には、本プロジェクトの効果目標や要求事項、要求との関係、各種テストによる効果目標や要求事項の達成、要求の実現可能性等について記載すること。

### 14.2 スケジュール策定

本開発範囲における詳細スケジュールを策定すること。策定における条件は以下のとおり。

- ① 工程の開始、終了が明確であること。基本的な開発工程は以下に示すとおりであり、これ以外に必要なと考える工程がある場合には追加で記載すること。
  - 要件定義工程
  - 基本設計工程
  - 詳細設計工程
  - 製造工程
  - 単体テスト工程

- 結合テスト工程
  - システムテスト工程
  - 受入れテスト及び稼働準備工程
- ② IPA が作業のボリュームを把握して機構内の要員計画を作成できるよう、IPA 側の作業項目（要件のヒアリングや承認行為等）と実施時期について記載すること。
  - ③ マイルストーンについては以下を想定する。詳細は、IPA と協議の上決定することとする。
    - キックオフ
    - 仕様凍結宣言
    - 工程終了／次工程開始宣言（工程毎）
    - 本番稼働承認

### 14.3 プロジェクト体制

- ① セキュリティ対策について、本業務を行う部署が ISMS 適合性評価制度に基づく認証（JISQ27001：2014（ISO/IEC27001：2013））を取得していること。若しくは、「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合するプライバシーマーク使用許諾事業者であること。
- ② プロジェクト体制には、本プロジェクトに寄与する全てのプロジェクトメンバーの氏名、所属、役職及び主担当作業、所有資格、保有スキル、関与度合いを記載すること。
- ③ プロジェクトメンバーや担当作業に変更が生じる場合、その旨をリスク分析結果とともに IPA に報告すること。
- ④ プロジェクト管理者として、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験の以下の何れかの区分に合格し、3年以上の実務経験を有している者を、専任で配置すること。
  - プロジェクトマネージャ試験
  - ITストラテジスト試験
  - システムアーキテクト試験
 或いは、上記と同等以上の資格、若しくは同等以上と認められる実績を有する者を専任で配置すること。
- ⑤ セキュリティ管理者として、情報処理安全確保支援士の資格を有する者、若しくは情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のシステム監査技術者試験を合格した者を配置すること。または、これと同等以上の資格、若しくは同等以上と認められる実績を有する者を配置すること。
- ⑥ データベースシステムを使用したウェブアプリケーション開発について、十分な知識や経験を有する要員が体制に含まれていること。
- ⑦ WBS を作成し、作業工程毎の作業内容、作業担当者、作業期間、工数、要素成果物、レビュー方法、リスク、開始、終了条件及び進捗計測基準等を明確にすること。
- ⑧ 定期的に進捗状況等に関して報告書を作成し、IPA に報告すること。

### 14.4 品質及びリスク管理

- ① 品質保証に関する計画の立案、管理及び改善のため、品質計画書を作成すること。
- ② 品質計画の立案、検証及び品質改善策の検討と実施を管理する体制を確保すること。
- ③ 品質確保に関する各種取り組みが計画通り実施されていることを確認し、定期的に IPA へ報告すること。
- ④ 要件定義、基本設計、詳細設計、各種テスト等の各工程完了時には、品質評価結果を IPA に報告し、承認を得ること。
- ⑤ 受入れテスト終了時に、プロジェクトの品質管理結果を記載した品質管理報告書を提出すること。
- ⑥ プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因や発生確率、影響度及び管理方

法等について定期的に具体的な分析を行うこと。

- ⑦ 分析結果を記載した報告書等により定期的に IPA へ報告すること。

#### 14.5 課題管理

プロジェクトで発生した課題については、その内容、発生日、担当者、検討状況、検討結果及び解決日等の必要情報を一元的に管理すること。

- ① 定期的に課題対応状況を監視し、解決を促す仕組みを構築すること。
- ② 課題発生時には、速やかに IPA に報告し対応策を検討すること。

#### 14.6 コミュニケーション管理

- ① 請負者の責任者と IPA により編成されるプロジェクトの意思決定・承認機関を編成し、プロジェクト上発生し得るリスクや発生した課題、是正要求、変更管理は、全て当該機関に報告され、協議、意思決定するものとする。
- ② プロジェクトで実施すべき会議について、内容、出席者、開催頻度、提示情報及び報告様式等を定義し、プロジェクト計画書に記載した上で開催することとする。
- ③ 各会議において議事録を作成し、IPA に提出の上承認を得ること。
- ④ 定期報告事項については、報告の頻度と時期を定めること。
- ⑤ IPA に提出する報告様式は、現状と計画との差異、今後の予測、及び対応策等が盛り込まれており、状況を把握でき各種判断を容易に行えるものであること。
- ⑥ プロジェクト関連情報の作成、収集、配布、共有及び蓄積等の一連のプロセスに関してルールを策定し、プロジェクト計画書に記載すること。
- ⑦ プロジェクト早期に、成果物の予測ボリュームやレビュー担当者、レビュー予定期日を定義したレビュー計画を策定すること。

### 15 開発範囲

#### 15.1 作業範囲

- ① 本書で記述する要求事項を満たすソフトウェアの開発に係る、要件定義、基本設計、詳細設計、製造等の工程における作業、単体テストや結合テスト、システムテスト等の各種テスト、受入れテスト（IPA が行うセキュリティテストを含む）の支援、環境構築、初期データセットアップ等の作業を行う。
- ② 管理者向けの操作マニュアルを作成すること。また、当開発により既存のマニュアルの変更が生じる場合は、改訂を行うこと。
- ③ 本書で記述するシステム開発に関するプロジェクト管理、課題管理、リスク管理等のプロジェクト推進に関する作業を行うこと。
- ④ 納入物件、及びプロジェクト管理に関するドキュメント（課題管理表、議事録等）作成を行うこと。
- ⑤ システム稼働後 1 年間に於いて、8.4 に示す運用・保守作業を行うこと。

#### 15.2 環境

本番環境、開発環境、開発用 PC、及び作業場所については請負者にて用意すること。

なお、受入れテストは、IPA が所有する PC を利用して実施する。

#### 15.3 成果物

納入する成果物の一覧を以下に示す。

各種ドキュメントは各工程の進捗に併せて提出すること。また、以下に示す以外のドキュメント（プロ

ジェクト進行に伴う報告書、議事録、課題管理票、管理台帳、連絡票等)についても、適宜 IPA に提出すること。

なお、全ての成果物において、現行の資産（設計書やプログラム等）に影響を与える場合は、当開発に係る変更を反映すること。

表 8 成果物

No.	工程	成果物	提出時期／備考	数量
1	要件定義	プロジェクト計画書	契約後 2 週間を目途	1 式
2		要件定義書 (*1)	要件定義終了時	1 式
3	基本設計	基本設計書 (*1)	基本設計終了時	1 式
4	詳細設計	詳細設計書 (*1)	詳細設計終了時	1 式
5		品質計画書 (*1)	製造開始前	1 式
6		テスト計画書 (*1)	テスト開始前	1 式
7	製造	ソースコード 実行プログラム	本システム固有に開発した部分のみ	1 式
8	単体テスト	単体テスト仕様書兼結果報告書 (*2)	単体テスト仕様書は単体テスト開始前	1 式
9	結合テスト	結合テスト仕様書兼結果報告書 (*2)	結合テスト仕様書は結合テスト開始前	1 式
10	システムテスト	システムテスト仕様書兼結果報告書 (*2)	システムテスト仕様書はシステムテスト開始前	1 式
11	受入れテスト	操作マニュアル (*1)	受入れテスト開始前 (管理者向け)	1 式
12	/稼働準備	品質管理報告書	受入れテスト終了時	1 式
13	運用・保守	作業結果報告書	運用・保守検収時 (6 か月毎)	1 式

(\*1) 追加開発分のみを対象とする。

(\*2) システム構築時に実施したテストと重複する項目については、追加開発の影響を受けない場合に限る、テスト実施の対象外とする。

#### 15.4 スケジュール

想定するプロジェクトスケジュールを以下に示す。

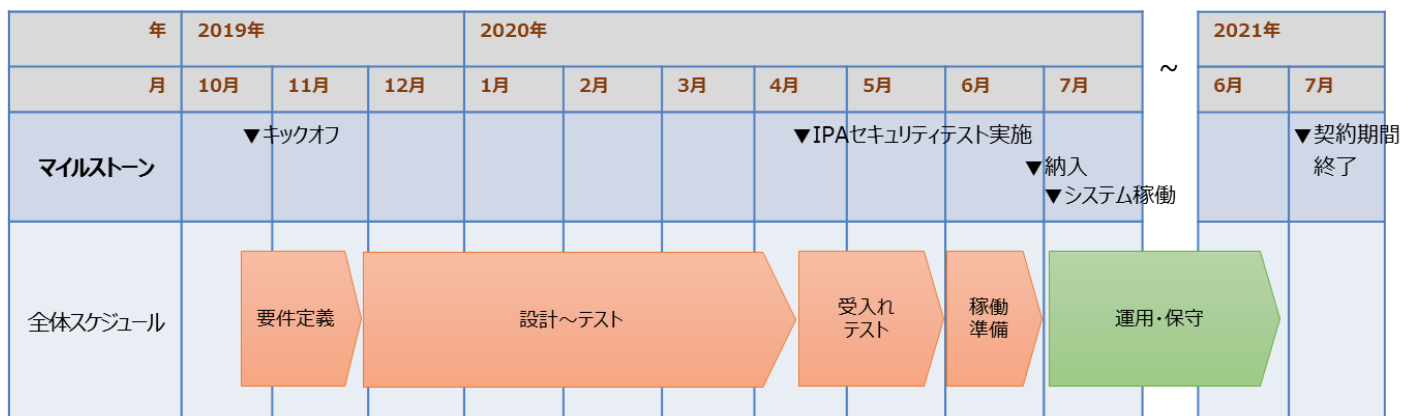


図 3 プロジェクトスケジュール



請負者は、稼働に向けた以下の期日を遵守した作業の詳細スケジュールを策定し、プロジェクトを推進すること。

- 受入れテスト開始 : 2020年4月20日(月)
- システム稼働 : 2020年7月1日(水)

## 16 納入要件

### 16.1 納入物件及び期限

システム納入に係る期限は、以下のとおりとする。

下記に示す納入期限までに、表8に記載した成果物(表8のNo.1~12)一式を記録媒体(CD-R、DVD-R等)に格納して1部を納入すること。

No.1~6及びNo.8~12は、検収用に紙媒体2部をIPAに提出すること。

なお、記録媒体や形式等の詳細については、IPAの指示に従うこと。

- 納入期限 : 2020年6月30日(火)  
※システム構築完了時

### 16.2 納入場所

〒113-6591

東京都文京区本駒込2丁目28番8号 文京グリーンコートセンターオフィス15階

独立行政法人情報処理推進機構

IT人材育成センター 国家資格・試験部 登録・講習グループ

## 17 検収要件

検収では、本書の条件、項目を満たすか否かにつき検査を行う。また、品質については目的を満たすに十分か否かを判断する。

- ① システム及びドキュメントについては、原則として公開を前提とした整備が行われていること。
- ② システム及び成果に関連するソフトウェア、製品等については、それらを特定する名称やバージョンについてドキュメント中に正確に示されていること。
- ③ 品質管理報告書には、責任者の氏名、品質を保証するに足る品質管理方法、品質向上状況、数値化した検査結果が含まれていること。

### <留意事項>

- 納入物件については、納入する前にIPAのレビューを受けること。
- 納入物件については、各納入物件に対し、あらかじめ協議して定めた内容を全て満たしていること。また、レビュー後の改訂事項等が反映されていること。
- 検査の結果、納入物件の全部または一部が不合格となった場合には、請負者は必要な補修を行った後、IPAの承認を得て指定した日時までに補修した納入物件を再納入すること。
- 納入物件以外にも、必要に応じて作成した要素成果物等の提出を求める場合があるため、作成資料等は細心の注意を以て管理し、常に最新の状態を保つこと。

### 17.1 システム構築完了時

システム納入に係る納入物件の納入を受けた日から30日以内に、本書に基づき検査を実施する。

## 17.2 システム稼働後

納入後、IPAによる運用・保守作業の検査を実施する。

### (1) 検査の実施

請負者は、下記に示すとおり各運用・保守期間の終了日から 5 営業日以内に作業結果報告書（表 8 の No. 13）を提出の上、IPAの検査を受けること。

<input type="checkbox"/> 第1回 運用・保守期間	: 2020年7月1日	～	2020年12月31日
<input type="checkbox"/> 第2回 運用・保守期間	: 2021年1月1日	～	2021年6月30日

### (2) 検査期間

IPAは、作業結果報告書の受領後、10日以内に本書に基づき検査を行う。

### (3) 合格基準

本業務一式につき検査を行い、本書に定める基準に適合していれば、該当期間における業務を完了したものとみなす。

## 18 留意事項

本業務を遂行するにあたり留意する事項について、以下に示す。

- 本業務の運営は日本語で行う。また、本書に記載した日付は全て日本の暦を基準とする。
- 現行システム（公開システム）の設計書等については、契約締結後に開示する。
- 本書に記載のない事項については、IPAと請負者で協議の上決定することとする。

－ 以上 －

## 契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「情報処理安全確保支援士公開システム機能追加対応（ポータル画面の開発）」に関する請負契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づく業務（以下「請負業務」という。）を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

### （再請負の制限）

第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

- 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

### （責任者の選任）

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
  - 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

### （納入物件及び納入期限）

第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙「仕様書」のとおりとする。

### （契約金額）

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、税抜価格〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税抜価格に100分の10を乗じた額（1円未満は切り捨て））を加えた金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

なお、納入物件に係る金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とし、システム稼働後に係る金額は、各運用・保守期間当たり〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）、合計額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。また契約期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、その都度、改正以降における消費税及び地方消費税は、変動後の比率により計算することとする。

### （権利義務の譲渡）

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### （実地調査）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実

施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

#### (検査)

第8条 甲は、第4条の規定により納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙「仕様書」に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。

2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。この場合、甲は、完了を確認するために請負業務の完了通知書を乙に交付する。

4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

5 甲は、第4条の規定によりシステム稼働後の各運用・保守期間毎に、作業結果報告書を受領した日から10日以内に当該報告書に基づき運用・保守作業の検査を行い、仕様書に定める基準に適合していれば、該当期間における業務を完了したものとみなす。

#### (瑕疵の補修)

第9条 甲は、前条第3項の規定による請負業務の完了日から1箇年以内に納入物件に瑕疵その他の不具合（以下「瑕疵等」という。）があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等を無償で補修させることができる。

#### (対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、第8条第3項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。

2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。

#### (遅延損害金)

第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

#### (契約の変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。

一 仕様書その他契約条件の変更。

二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。

三 税法その他法令の制定又は改廃。

四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

#### (契約の解除等)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
  - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
  - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
  - 四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
  - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

#### (損害賠償)

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

#### (違約金及び損害賠償金の遅延利息)

- 第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

#### (秘密保持及び個人情報)

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (納入物件の知的財産権)

- 第17条 納入物件に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、本契約の履行過程で生じた発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するもの

とする。

- 2 納入物件に、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む。)、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。
- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、納入物件に関する著作権人格権、及び納入物件に対する著作権法第28条の権利、その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

#### (知的財産権の紛争解決)

- 第18条 乙は、納入物件に関し、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権(公告、公開中のものを含む。)を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合(私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。)、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
  - 3 第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (成果の公表等)

- 第19条 甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版(以下「公表等」という。)することができる。
- 2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。
  - 3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
  - 4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
  - 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。
  - 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (協議)

- 第20条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

#### (その他)

- 第21条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

### 特記事項

#### (談合等の不正行為による契約の解除)

- 第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
  - イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき
  - ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは

積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき  
四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。



本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号  
独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号  
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

## 個人情報の取扱いに関する特則

### (定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

### (責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

### (個人情報の収集)

第3条 乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

### (開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

### (目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

### (複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

### (個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、請負業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報に含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を請負業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上